

保育課

保育園の延長保育料の上限額の設定について

区立保育園の開所時間については、7時15分から18時15分の11時間となっています。就労形態が多様化する中、通勤時間や勤務時間の関係により延長保育を利用することが常態となっている家庭もあることから、保護者が安心してお子さんを預ける環境を整備し、保育の質を向上するとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、延長保育料に上限額を定めます。

1 これまでの経緯

(1) 子ども・子育て支援新制度の開始前（平成26年度まで）

区立保育園の開所時間については、平成11年度から現在の開園時間（7時15分から18時15分）となっています。（平成10年度までの開所時間は、7時30分から18時15分）

1日の保育時間は8時間を原則とし、保護者の勤務時間を考慮して、7時15分から8時30分、17時から18時15分は特例的保育を行っていました。

また、延長保育については、18時15分から19時15分までの1時間延長を行っていましたが、保護者の就業の多様化などに対応するため、平成25年度からすべての区立保育園で2時間の延長保育を実施し、最長13時間の保育を行ってきました。（区立芝保育園等は22時まで延長保育を実施）

(2) 子ども・子育て支援新制度の開始後（平成27年度から）

平成27年4月に開始となった、子ども・子育て支援新制度では、保育の必要性に応じて保育の必要量の認定を行う仕組みとなり、保育標準時間認定（1日最長11時間）または保育短時間認定（1日最長8時間）のいずれかの認定を受けることとなっています。

あわせて、各保育園は通常保育を行う時間として、利用可能な時間帯を定めており、区立保育園では、従前の開所時間を踏まえて7時15分から18時15分までの11時間としています。（保育短時間認定の場合は9時から17時）

なお、施設が定めた通常保育を行う時間以外の時間に保育が必要な場合は、延長保育を利用していただくこととなり、保護者には延長保育料を負担していただいています。

2 区の延長保育料について

(1) 子ども・子育て支援新制度の開始前（平成26年度まで）

区の延長保育料については、区が条例により保育料を定めることとなった、平成10年4月から子ども・子育て支援新制度が始まる平成27年4月までの間は2つの料金を設定していました。

①月ぎめ延長保育

恒常的に延長保育（18時15分から19時15分）を利用する場合に、基本保育料の10%程度を月ぎめ延長保育料として定めていました。

区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
延長保育料	0～5,700円	0～2,200円	0～1,800円

※19時15分以降に延長保育を利用する場合は、別途延長保育料がかかります。

②スポット延長保育

日を単位として延長保育を利用する場合に、利用時間ごとに400円と定めていました。

区分	18:16～19:15	19:16～20:15	20:15～22:00
延長保育料	400円	400円	400円

(2) 子ども・子育て支援新制度の開始後（平成27年度～平成29年度）

①月ぎめ延長保育

基本保育料の改定に伴い、恒常的に延長保育（18時15分から19時15分）を利用する場合の月ぎめ延長保育料を改定しました。

区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
延長保育料	0～7,400円	0～2,600円	0～2,100円

※19時15分以降に延長保育を利用する場合は、別途延長保育料がかかります。

②スポット延長保育

時間を単位として延長保育を利用する場合に、世帯収入に応じた保育料を定めました。

階層区分	A・B	C1～D3	D4～D7	D8～D14	D15～
延長保育料	0円	100円	200円	300円	400円

(3) 子ども・子育て支援新制度の開始後（平成30年度～ ）

①月ぎめ延長保育

延長保育について、利用実態に応じた負担となるよう月ぎめ延長保育料を廃止しました。

②スポット延長保育

時間を単位として延長保育を利用する場合に、世帯収入に応じた3つの階層により保育料を定めました。

あわせて、延長保育料について、19時15分までの延長保育料と19時15分以降の延長保育料を定めています。

階層区分	A・B	C1～D7	D8～
～19:15	0円	200円	400円
19:15～	200円	400円	600円

3 区立保育園における登降園等の状況について

(1) 登降園の状況（資料1参照）

区立保育園では、9時から9時15分の間に登園する児童が最も多くなっていますが、7時15分から7時30分までの間に登園する児童も1月に延760人おり、7時15分の開園前に保育園で開園を待っているケースもあります。

降園時間については、午後3時以降徐々に増加し、18時から18時15分に降園する児童が最も多くなっています。

(2) 延長保育の利用状況（資料2参照）

令和2年10月の延長保育の利用状況をみると、19時15分までの延長保育では、全く利用していない方が最も多い状況ですが、一方で、月10回以上利用している方も約100人おり、19時15分以降の延長保育についても月10回以上利用している方が49人いるなど、延長保育料の負担が大きくなっている家庭が生じています。

4 区立保育園における延長保育料の上限額の設定について

(1) 上限額を設定する理由

区立保育園では、18時15分以降の保育を延長保育として、お子さんをお預かりしてきました。

区では、子育て支援新制度の開始以降、平成27年、平成30年、令和3年と3年ごとに保育料の見直しを行ってきました。

基本保育料については、国が定める徴収基準額との乖離を視野に、階層の新設とともに保育料の上限額を引き上げており、長時間働いている高額所得者に

とって負担が大きいとの意見や、延長保育料の負担から、保育園の開所時間を変更してほしいとの声をいただいています。

延長保育料については、この間、月ぎめ延長保育料の廃止や、スポット延長保育料について、階層に応じた保育料を設定するなど、利用に応じた負担となるよう改正を行ってきましたが、保護者の就労形態の多様化などにより、常時延長保育を利用しなければならない世帯があります。

(2) 上限額の考え方

新型コロナウイルスの感染に伴い、テレワークなど働き方が多様化する中、延長保育を月10回以上利用している場合は、保護者の勤務時間や通勤時間の関係で、恒常的に延長保育が必要な家庭であると見込まれることから、10回分を上限とし、11回目以降の延長保育料を無料とします。

階層区分	A・B	C1～D6	D7～
～19:15	0円	200円 上限額 2,000円	400円 上限額 4,000円
19:15～	200円 上限額 2,000円	400円 上限額 4,000円	600円 上限額 6,000円

(3) 上限額の設定の効果について

延長保育料に上限額を定めることは、延長保育の利用が常態となっている世帯の経済的負担を軽減するとともに、保護者が安心してお子さんを預けることができるなど、保育の質の向上につながります。

(4) 保護者の経済的負担の軽減額

約1,546万円(年間)

5 今後のスケジュール(予定)

令和3年2月中旬	令和3年第1回港区議会定例会(条例改正)
3月下旬	区ホームページ、広報みなどによる周知
4月1日	令和3年度保育料の決定通知の送付